

高第 1 3 1 4 号
令和 4 年 8 月 8 日

各高齢者施設 管理者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

高齢者施設における新型コロナウイルス感染対策について (依頼)

日頃、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。
県では、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株 (B A. 5) を中心とする感染急拡大により、医療機関や介護施設への負荷が急速に高まっていることから、8月4日に「B A. 5 対策強化宣言」を行ったところです。

高齢者施設における対応については、同日付け高第 1 2 8 6 号で要請したところですが、その後も感染者数は非常に多い水準で高止まりし、クラスターも頻発していることから、以下の事項にも留意の上、対策を徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 協力医療機関との連携強化について

感染者数の増加と病床ひっ迫に伴い、高齢者施設入所者であっても、施設内療養となるケースが多くなっています。施設内療養においては、経過観察や医師や看護師による往診・派遣が可能な体制を事前に確保しておくことが重要となりますので、協力医療機関等とのより一層の連携強化をお願いします。

2 換気について

高齢者施設等における効果的な換気対策として、エアロゾル感染と飛沫感染の双方の対策を同時に行うための考えや換気を阻害しないパーティションの配置方法及び留意事項などについて、令和 4 年 7 月 14 日の新型コロナウイルス感染症対策分科会で提言されたところです (※ 1)。本提言では、換気の専門家監修の下でポイントが示されており、こうした点を参考に、各施設等の実情に応じた換気対策を実施してください。

(※ 1) URL

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

(裏面につづく)

3 検査について

県では現在、高齢者施設（入所施設）については、従事者に対する週1回の検査のほか、新規入所者等に対する随時のPCR検査を実施しています。この検査は、外泊や一時帰宅から戻った方も利用できますので、要件に該当する方は検査の実施を御検討ください。（政令・中核市内の施設は対象外となります。）

【問い合わせ】

特養、養護、軽費、有料、サ高住：法人支援班

電話 043-223-2350 FAX043-227-0050

E-mail kourei5@mz.pref.chiba.lg.jp

上記以外：介護事業者指導班

電話 043-223-2386 FAX043-227-0050

E-mail kaigojigyousei@mz.pref.chiba.lg.jp